

## 平成21年度政策評価書(事後評価)

担当部局：消費者庁取引・物価対策課

評価実施時期：平成22年8月

政策分野：消費者政策

施策	物価対策の推進
基本目標	公共料金への関与などを通じ、物価の安定対策に取り組む。 また、物価に関する基礎的な調査を行い、それを消費者に対し情報提供することにより、消費者の物価に対する理解を促す。
評価方式	実績評価方式

### 1 施策の概要

#### (1) 施策の背景・必要性

物価の安定は、国民の日常生活に深く関係し、消費者利益の擁護及び増進のために重要であることから、各省庁が認可等を行っている公共料金の改定等については、消費者庁が物価安定の観点から、適切に関与することが必要である。

#### (2) 施策の概要

各種公共料金の改定等について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議により調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。

#### (3) 施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成21年度
物価安定政策推進経費	23

#### (4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 2 政策評価の結果

### (1) 目標の達成状況

指標	目標値	21年度<参考>	達成度
消費者への物価に関する情報提供 【参考指標】 ・「公共料金の窓 HP へのアクセス数」 ・「公共料金の窓 HP へのデータ登録数」 ・「物価情報ネットワーク HP へのアクセス数」 ・「物価情報ネットワーク HP へのデータ登録数」	前年度比増	・「公共料金の窓 HP へのアクセス数」 6,709件 ・「公共料金の窓 HP へのデータ登録数」 90件 ・「物価情報ネットワーク HP へのアクセス数」 5,714件 ・「物価情報ネットワーク HP へのデータ登録数」 一件	C:達成に向けて進展があった

### (2) 目標の達成状況の分析

物価問題に関する閣僚会議の開催(社会保険診療報酬の改定)や省庁間協議(3件)を行うことにより、公共料金の改定等が物価に与える影響の勘案結果を、各省庁の認可等に反映できたと考えている。

このほか、内外価格差に関する調査結果などをホームページに掲載するなどして消費者に対する情報提供を行い、また、国民生活安定緊急措置法の施行状況について国会へ報告することにより、物価を取り巻く諸情勢について国民の理解促進に努めた。

※ なお、参考指標として掲げているHP関連指標については、年度途中で消費者庁設立に伴う情報システム変更作業等に伴いホームページを開設できなかった期間(平成21年9月～10月)があったことなどから、前年比較は困難である。

### (3) 総合的な評価

(2)に記載のとおり、公共料金の改定等に係る調整を適切に行うなど物価安定対策を的確に進めることができたが、消費者利益の擁護・増進を任務とする消費者庁が設置されたことを踏まえ、公共料金の改定等手続に係る消費者庁の関与についての検討を行っていく。

## 3 課題と今後の取組方針

### (1) 政策全体の課題と今後の取組方針

各種公共料金については、従来から関係省庁との協議を行っているほか、特に重要な公共料金は閣僚会議への付議により調整を行っているが、物価の安定や消費者利益の擁護及び増進の観点から、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方も踏まえて、その仕組みの見直しの検討を行う。

### (2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・ 公共料金への関与の在り方	見直し・改善の方向性	・ 物価安定や消費者利益の擁護等の観点から、公共料金への関与の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。
	予算要求	物価安定対策に必要な予算を引き続き要求する。

## 4 有識者の意見等

平成 22 年 8 月 23 日に消費者庁参与から意見聴取を行い、以下の通り意見があった。

- ・ 物価そのものが長期的に安定して推移している中で物価安定対策の位置付けには一考の余地がある。(品川尚志参与)
- ・ 物価に何かあったときに備えてすぐ対策に取り組めるネットワークや連絡体制が整っていることが重要。(池本誠司参与)

### (参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標	設定の考え方
消費者への物価に関する情報提供	物価の安定は消費者利益の擁護及び増進のために重要であるため、目標として設定した。